

1

## 交際費等の損金算入に関する明細書

(1) 下のもの（投資法人及び特定目的会社を除きます。）のうち期初の資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない法人等については、租税特別措置法施行令第37条の4各号の規定により計算した金額）が1億円以下のもの（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある法人など、法人税法第66条第6項第2号又は第3号に掲げる法人に該当するものを除きます。）：「1」の金額又は「八〇〇万円」（当期の月数×12）により計算した金額のうち少ない金額

(2) (1)以外の法人：「0円」

「支出交際費等の額の明細」は科目にどうわざず交際費等に該当するものの全てを記載してください。

租税特別措置法第61条の4第4項に規定する飲食費について同項第2号の規定を適用する場合には、同法施行規則第21条の18の4に規定する書類を保存する必要がありますので御注意ください。

租税特別措置法第61条の4第4項に規定する飲食費について同項第2号の規定を適用する場合には、同法施行規則第21条の18の4に規定する書類を保存する必要がありますので御注意ください。

事業年度		・	・	法人名
支 出 交 際 費 等 の 額 (8 の 計)	1	円	損 金 算 入 限 度 額 (2)又は(3)	4 円
支 出 接 待 飲 食 費 損 金 算 入 基 準 額 (9 の 計) × $\frac{50}{100}$	2			
中 小 法 人 等 の 定 額 控 除 限 度 額 〔(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 〕 〔相当額のうち少ない金額〕	3		損 金 不 算 入 額 (1)-(4)	5
<b>支 出 交 際 費 等 の 額 の 明 細</b>				
科 目	支 出 額	交 際 費 等 の 額 か ら 控 除 さ れ る 費 用 の 額	差 引 交 際 費 等 の 額	(8) の う ち 接 待 飲 食 費 の 額
	6	7	8	9
交 際 費	円	円	円	円
計				